



加藤 明由 議員  
無会派

# 問 下之割こ線橋は無駄では 答 生活用道路として建設された



▲下之割こ線橋  
▼国道155号下、近鉄線地下道



○総工費11億円の下の割こ線橋について以下を問う。  
**問** 現状の費用対効果は。  
**答** (市長) 時間帯によって利用者が多いのなら無駄ではない。また、費用は適正と考える。  
**問** 年間維持経費は。  
**答** (建設部長) 14基分のLED電気が約4万円。リース料が17万5千円。その他として5年に1回の橋梁点検費用として約600万円。

**問** 昼間の通行量は極めて少ないが、接続道路の改良で活用策を検討すべきでは。  
**答** 何か対応策を講じて有効利用する計画はない。  
**問** 近鉄線の地下道の建設経緯は。  
**答** 「新たに踏切を設け、平面交差で側道を建設してほしい」と地元から要望があったが、鉄道事業者との協議で断念。結果、自転車、歩行者が通行できる地下道が建設された。

<b>問</b> 公共用物管理条例の運用は
<b>答</b> 適正に管理

**問** 弥富市公共用物管理条例に該当する不法占拠者への対応は、改善されたのか。  
**答** (建設部長) 弥富市公共用物管理条例や各種法令に基づいて管理。

**問** 過去の教訓を踏まえた改善策は。  
**答** 物件調査調査書を作成し、人事異動があっても事務引き継ぎができるよう対応。

**問** 条例の解釈の説明を求める。水路とは。堤塘とは。  
**答** (建設部長) 水路とは、河川法の適用又は準用を受けない水系のうち市長が指定したものの「以外の水路及び溝きよ。」  
堤塘とは河川又は水路を伴わない堤防。

**問** 過料はいかなる場合に課すのか。  
**答** 公共用物管理条例第19条による該当者はこれまでにいない。

※弥富市公共用物管理条例(過料)  
第19条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

【その他の質問】 県道弥富名古屋線の開通後の対応は